



登場  
ページ

## 今週の専門用語

### コーポレートセクレタリー

取締役会や各種委員会の運営や内部の情報共有、取締役就任時のガイダンスなど、コーポレートガバナンスの実務を一元的に担う社内専門職。欧米では同業者団体が存在するほど、一つの職業として確立されている。欧米企業ではコーポレートセクレタリーが一元的に担っている業務を、日本企業では複数の部署・担当者が細切れに分担していることも多く、コーポレートガバナンスの実務を横断的・専門的に担う機能が整っていないことが大きな課題となっている。

### 非居住者に対する不動産取引の仲介手数料等

事業者が非居住者の依頼を受け、非居住者が国内に有する不動産を売却した際に受け取る仲介手数料等は、輸出取引に類するものとして消費税が課税されていなかったが、令和8年度税制改正では、その役務の提供等を受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象とされた。令和8年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されるが、経過措置により、令和8年3月31日までに締結された契約に基づき事業者が行う資産の譲渡等は、従前の例によるとされている。

### 税理士業務の停止処分

税理士に対する懲戒処分として税理士法第44条が規定する3種類の処分の1つで、「税理士業務の禁止処分」と「戒告」の中間に位置付けられる処分である。具体的には、税理士業務を行うことを一定期間（最長2年）やめることを命ずる処分であり、この停止期間中は税理士業務を行うことができない。税理士業務の禁止処分とは異なり、停止期間中でも税理士登録が抹消されることはない。そのため停止期間満後は、税理士登録を再度申請することなく税理士業務を再開することができる。

13

ページ

26

ページ

40

ページ

From  
編集室

◆上場会社の会計不祥事が後を絶たない。会計不祥事を防ぐには、果たしてどのような対策をとればよいのか。◆リスクアプローチの導入や監査人のローテーション、直近では、監査報酬依存度における15%ルールが導入されている。また、会計士協会では、今後、監査法人の最低社員数5人の人数引上げなどを行う方針だが、どの程度効果があるのかは未知数だ。◆職業的懐疑心をもって監査を行うことが重要とされるが、一義的には会社側の問題といえる。対策が困難であれば何らかの法規制も必要に思うが、今回の会社法改正議論では会計不祥事に対応する改正項目はない。将来的な課題となりそうだ。(MIN)

週刊T&Amaster 第1118号

2026年4月13日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339 (通話料無料)

記事内容 ta@lotus21.co.jp お願いします。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい